

公職選挙法の一部を改正する法律案概要

第1 参議院議員の定数の改正

- 1 参議院選挙区選出議員の定数を 148 人（現行 146 人）とした上で、埼玉県選挙区の定数を 8 人（現行 6 人）とすること。
- 2 参議院比例代表選出議員の定数を 94 人（現行 96 人）とすること。

※参議院議員の定数 242 人は維持した上で選挙区間の最大較差の縮小を図ることとし、最大較差は福井県選挙区と宮城県選挙区の間での 2.985 倍（平成 27 年国勢調査日本国民人口）となる。

第2 検討

平成 34 年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、二院制の下における参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正を図りつつ各都道府県の区域による選挙区において議員が選挙されるようにすること等を考慮して、比例代表選出議員の選挙及び選挙区選出議員の選挙から成る参議院議員の選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする。